

(案)

関係者調整了版

番号

日付

各 都道府県 衛生 主管 部 局 長 あて
 各 都道府県、指定都市、中核市 介護保険 主管 部 (局) 長 あて
 各 都道府県、指定都市、中核市 障害保健福祉 主管 部 局 長 あて
 各 都道府県 子育て支援 主管 部 局 長 あて
 各 都道府県 都市計画 主管 部 局 長 あて

内 閣 府 子ども・子育て 本 部 子ども・子育て支援 担 当 参 事 官
 厚生労働省 医 政 局 地 域 医 療 計 画 課 長
 厚生労働省 雇用均等・児童家庭 局 保 育 課 長
 厚生労働省 社会・援護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課 長
 厚生労働省 老 健 局 高 齢 者 支 援 課 長
 厚生労働省 老 健 局 振 興 課 長
 国土交通省 都 市 局 都 市 計 画 課 長

地域包括ケア及び子育て施策との連携によるコンパクトなまちづくりの推進について

コンパクトシティの形成については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）に基づき設置した関係府省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」において、地域づくりの現場における関係施策間の連携を支援する取組を進めているところであり、平成 27 年 9 月 30 日付けで国都計第 92 号等による「コンパクトシティと関係施策の連携の推進について」（別紙参照）を発出したところです。中でも、コンパクトシティの形成と地域包括ケアシステムの構築、子育て支援施策との連携の推進については、その重要性に鑑み、同チームの下に「医療・福祉・子育てワーキンググループ」を設置し、重点的な検討を行っているところです。

コンパクトシティの形成と地域包括ケアシステムの構築、子育て支援施策の推進は、相互に影響し合う点が多くあります。

地域包括ケアシステムとして、高齢者が住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしい暮らしを続けることができる仕組みを構築するためには、医療や介護だけでなく、住まい、生活支援・介護予防など、高齢者の生活全般にわたる各種支援サービスの提供体制を総合的に考えていくことが必要です。また、これらのサービスが包括的に提供されるためには、

関連施設の立地、高齢者の居住地や外出機会、地域コミュニティの状況等の観点を考慮することも重要です。そのため、コンパクトシティ施策に取り組む市町村においては、都市の将来像を明確にし、将来の高齢者の居住地や地域公共交通ネットワークの状況を考慮するなど、時間軸を意識して、コンパクトシティの形成を地域包括ケアシステムの構築と一体的に検討することが必要です。

また、子育て支援施策の推進において、急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる環境を整備するため、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力することが求められています。また、子育て支援を効率的に提供し、良好な子育て環境を持続的に確保するためには、都市の将来像を考慮して、日常生活圏や拠点となる地域への子育て支援施設の適切な配置や、子育て世帯の誘導など、コンパクトシティの形成に関わる内容を子育て支援策と一体的に検討することが必要です。

このため、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づく立地適正化計画の作成をはじめとするコンパクトシティの形成、地域包括ケアシステムの構築及び子育て支援施策の推進に当たり、市町村の介護保険主管部局、障害保健福祉主管部局、子育て支援主管部局及び都市計画主管部局が連携を図る際に、留意すべき点を下記のとおり取りまとめました。

都道府県部局におかれましては、貴管内市町村の介護保険主管部局、障害保健福祉主管部局、子育て支援主管部局及び都市計画主管部局に周知いただきますよう、よろしくお取り計らい願います。また、市町村の介護保険主管部局、障害保健福祉主管部局、子育て支援主管部局及び都市計画主管部局からコンパクトシティの形成の検討に関する助言や関係する会議への参加の求めがあった場合には、市町村において円滑な連携が行われるようご協力をお願いします。

記

1. 地域包括ケアシステムの構築及び子育て支援施策の推進とコンパクトシティの形成の連携における留意点

- (1) 医療・介護サービス（障害福祉サービス等を含む。以下同じ。）の提供にあたっては、高齢者がサービスを利用しつつ可能な限り自立した日常生活を送れるよう、利用者の視点に立ったサービス提供に努めることが重要です。コンパクトシティ施策に取り組む市町村は、高齢者の居住地、地域公共交通ネットワーク等や、医療・介護サービスの提供体制について、将来の都市像を考慮し、適切な検討をお願いします。

(2) 子育て支援に関する施設については、妊娠期から子育て期を通じ世帯の実情にあったきめ細かいサービスを提供することが必要です。そのため、コンパクトシティ施策に取り組む市町村がこれらの施設を整備するに当たっては、将来の都市像を考慮し、子育て世帯の居住地、勤務地、医療機関等の関連施設、地域公共交通ネットワークの状況等に応じ、適切な検討をお願いします。

2. 多世代交流を促進する取組とコンパクトシティ施策の連携について

地域包括ケアシステムの構築、子育て支援施策の推進及びコンパクトシティの形成のいずれも共通して、地域コミュニティの役割が重要となります。そして、人口減少の中で地域コミュニティを維持するためには多世代交流の観点が必要不可欠です。

地域における多世代交流の観点からは、例えば、高齢者福祉、障害者福祉又は児童福祉サービスを提供する施設や事業所同士が近接することによりそれぞれの利用者が多世代交流の効用を享受できる環境を構築することも考えられます。このため、コンパクトシティ施策に取り組む市町村が多世代交流の促進を図るに際しては、高齢者福祉又は児童福祉サービスを提供する施設や事業所のうち必要なものについて、各施設相互の近接性も総合的に考慮して立地の検討を行うことが望まれます。また、これら施設等が立地する地域にアクセス可能な地域公共交通ネットワークを適切に確保することや、地域内において円滑に移動できるよう歩行空間等を確保することについての検討をお願いします。多世代交流に取り組む介護保険主管部局、障害保健福祉主管部局、子育て支援主管部局におかれては、必要に応じ都市計画主管部局と適切な連携を図るようお願いします。

3. 地域包括ケアシステムの構築、子育て支援施策の推進及びコンパクトシティの形成に関する会議の活用について

(1) 地域包括ケア及び子育て支援に関係する会議の活用

各市町村においては地域の創意工夫を活かした地域包括ケアシステムの構築に向けて様々な調整の場が設置されているところです。また子育て支援分野では、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条の規定に基づき設置される児童福祉審議会等があります。

市町村の介護保険主管部局、障害保健福祉主管部局及び子育て支援主管部局におかれては、必要に応じて前記1に関する協議のため、これらの会議に都市計画主管部局の出席を求めるなどの対応も考えられます。

(2) 市町村都市再生協議会の活用

都市再生特別措置法第117条第1項の規定に基づく市町村都市再生協議会及びその各市町村が行う立地適正化計画及びその実施に関する協議に際し、地域包括ケアシステムの構築及び子育て支援施策の推進とコンパクトシティの形成との一体的推進について協

議する必要があると認められるときは、介護保険主管部局、障害保健福祉主管部局及び子育て支援主管部局の出席を求めるなど適切な対応をお願いします。